

# 火花

第 21 号

1983, 3

◎中国の対ソ和解について 1

◎刑法改「正」・保安処分新設、拘禁二法新設策動を粉碎せよ！ 7

◎三里塚闘争討議資料  
——今回の「分裂」問題にたいするわれわれの態度の確定に向けて—— 13

共 産 主 義 者 同 盟 ( 火 花 )

火 花

第 21 号 1983,3

共產主義者同盟(火花)

## 中国の対ソ和解について

七〇年代において、「三つの世界」論、「ソ連社帝論」、「反覇権統一戦線」を主軸に世界戦略を展開してきた中国は、八〇年代にはいり対ソ和解政策へ転換した。このことは「三つの世界」論が最後の破産したことを明白にしめしている。

そしてこの間中国外交政策の尻馬にのり、「北方領土返還運動」と「カンボジア難民救援カンパ活動」を組織活動の中心においてきた日本労働党はじめ、日本の中国派諸派（「三つの世界」論を受け入れたものたち）は組織的危機に陥っている。もちろん、われわれは彼らがそこからなにかを学びとるなどと期待するわけにはいかない。彼らは中国外交政策転換の後追いをして新たな装いのもとに動きだすだろう。このような連中は過去にも数多く存在してきたし、今後も存在しつづけるだろう。われわれは、彼らの排外主義者としての役割と、無定見・無総括・無責任を暴露し、労働者大衆のものわらひの種にしておけばよい。

に無責任に賛美するわけにはいかない。世界各地の階級闘争にたいして、中国共産党、中国政府がとっている実際行動における政治的・軍事的態度をこそ問題としなければならぬからである。

中国は、インドシナにおいて米帝・日帝・ASEAN諸国と同一歩調をとり、反動的なソ連、シアヌーク、ポルポト三派連合を軍事的・政治的に支援している。中東において、サダト・ムバラクの対シオニスト屈服路線にキャンブデービット和平を支持し、その位置から「フェズ案」を評価している。アフガニスタンにおいては反動的・封建的・ブルジョア民族主義的な反政府ゲリラを支援している。【註】 ポーランドにたいしては、「連帯」の闘いを黙殺し、ヤルゼルスキ軍政を支持している。プロ文革を「一大災厄、建国以来最大の挫折」として全面清算している現指導部としては当然のことではある。

これら一連の態度をみればわかるように中国のいわゆる「第三世界」（ポーランドはのぞく）にたいする態度は一貫して、民族的・政治的独立の支持であるが、それを一歩こえて、ブルジョア民族主義者とプロレタリア革命派・共産主義者との対立（共産主義者相互の対立）へすすんだ段階では、「親ソ派」の孤立化政策が革命的勢力の弱体化、ブルジョアの、反動的民族主義支持へ帰結しているのである。中国共産党は、かつてスターリンが中国革命にたいしておとした誤り——国民党を支持し、中国共産党にたいし国民党への屈服を強要——と同じ誤ちをおかしているといわねばならない。

これらの誤りや、平和五原則—革命外交—反覇権統一戦線—平和五原則というジグザグは、対ソ連政策にとどまらず、プロレタリア国際主義と民族問題に関する中国共産党の基本的限界に規定されて

さてわれわれは今まで何度も、「三つの世界」論とそれにもとずく中国の世界戦略が国際階級闘争の前進にとって反動的な役割をはたしていること、日本においては労働者大衆にたいする排外主義の影響をひろめる役割をはたしていることを批判してきた。とすれば今回の対ソ和解政策を「国際プロと労働者諸国家の利益にとって有利なものであることは明白」「中ソ同盟の大道へむかえ」（第四インター）と歓迎することができるだろうか。

国際政治を大國間のパワーポリティクスで考えるひとたちは、この第四インターの諸君のように判断するかもしれない。そして中ソ対立を前提にして世界軍事戦略をたててきた米帝や日帝にとっては一定の打撃、不安材料であり、彼らは東アジアにおいては米日「韓」反革命軍事同盟の強化・共同作戦体制の実動化へ拍車をかけるにちがいない。

しかし、われわれは結論的にいって、第四インターの諸君のよう

いる。

中国共産党は、コミンテルン解散はただしかったとし、全世界にマルクス・レーニン主義の党が成立したのだから、ある一國の党が他の党を指導すべきではないし、できるような状況ではなく、わが党はかつておやじ党を自任してわれわれを支配下に置こうとしたものために苦い目にあわされたことがある。周知のようにわれわれの独立自主の対外政策が勝利したのは、この支配をはねのけた結果にほかならない」（十二全大会胡報告）と主張する。これはスターリン・ソ連共産党の大國主義的支配にたいする反発としては承認しうる。しかし、この反発、批判はあくまでも、自國の「見地」からのものである。

われわれもまたコミンテルンは解散すべきであったと考える。スターリン主義の支配、ソ連共産党の大國主義的支配によって、世界革命の前進にとって桎梏になったからである。しかし、だから「独立自主」の各國党がそれぞれに革命をめざせばよいとはわれわれは考えない。だからこそ、世界革命を勝利に導く新たなインターナショナルを建設すべきだと主張する。なぜなら、帝國主義・資本主義は世界的な体系としてのみ存在しており、帝國主義本國において自立した國民経済が存在し、それと別個に従属諸國の國民経済が存在するといふものではけっしてないからである。したがって世界各國のプロレタリアートの利害は共通であり、共通の利害に従属させて各國ごとの闘いを指導することが要求されるし、それをなしうる組織が必要だからである。各國ごとのプロレタリアートの利害が相違すると考えたら、それはプロレタリア国際主義ではなく、ブルジョア民族主義への原則上の屈服である。このような原則上の屈服

からは、各国党がそれぞれの民族的、ブルジョア的利害のためにありあらそうという事態がみだされるだろう。自国の特権的地位をめぐってあらそっているユーロコミニズム諸派はその最も腐敗した代表である。さらにまたインドシナにおいて、党の路線的対立が民族的対立によってよりするものになり、民族的戦争のような現象をみせていること、帝国主義・反動政権が国際的に結束してこれに干渉し、インドシナ革命のひろがり、発展を分断し、封じ込めていることをわれわれは知っている。中国共産党自身その対立を助長したのではなかったか。

民族自決権の承認は、各民族間の自由な融合、プロレタリアートの統一の条件としての分離の自由の承認であって、各国間の路線上の対立を民族的対立にすりかえて、民族間の離間と対立をあおり、革命勢力にたいして反動的ブルジョア民族主義者をけしかけ、その反動的戦争を支援するなどということをしめて意味しない。

すくなくともインドシナ全域における革命の前進という点に基準をおき、責任をもつ党組織が存在したなら、それへむけての意識性がインドシナ各国党、共産主義者の間に存在したなら、カンボジアにおけるボルボトー・ヘンサムリン間の路線闘争は別の解決形態を見出しえたのではないかとわれわれは考える。もちろんこの場合、各民族間の完全な平等、住民の共感による国境の画定、抑圧民族の側の譲歩、分離の自由の承認が条件である。

われわれは現在の世界各地とりわけ旧植民地間の国境線を不可侵のものだとは考えない。それは帝国主義国家間の利害と力関係によってのみ線引きされ、そこで生活していた、またいまも生活している諸民族、部族を好き勝手に分断したものだからである。そして政

「第三世界の諸国が直面している共通の任務は、まず民族の独立と国家の主権を守り、民族経済を積極的に発展させ、その経済的独立によって、すでに獲得した政治的独立をうち固めることである」

現在「第三世界」においてはほとんどの地域で政治的独立が達成され、ほとんどの国で中国共産党も認めるとおりマルクス・レーニン主義の党が成立し、一部では権力奪取に成功さえしている。にもかかわらず、おおくの国は帝国主義の世界支配のもとで、帝国主義への従属をより一層深めている。もう一度いうが、帝国主義は世界的な体系であり、生産・流通・消費・資源・技術・金融・軍事等一貫した世界支配をおこない、その世界的な再生産・蓄積構造のなかに従属諸国をくりこみ、各国はそのなかでしか存在しえず、自立的な国民経済の発展などありえなかつたし、ありえない、それが帝国主義・資本主義支配の経済的本性である。だからこそ、帝国主義の世界支配を打ち倒すことが共通の課題となっているのだ。この十二全大会報告は、不十分であるといふにとどまらず、アナクロニズムでさえある。かつて非同盟運動を主導したインド、エジプト、インドネシア等の現状をみれば、この報告がまったく絵空事であることがはっきりする。にもかかわらず、このような報告でますますことができるのはなぜか。この報告の現実的意義は実はつぎの点にある。

「南南協力」「今後わが国の経済建設の発展にもなつて、われわれは第三世界の諸国及び人民との友好協力をたえず拡大していくであらう」(十二全大会報告)

よりするに現指導部にとって帝国主義の世界支配は問題ではなく、

治的独立の過程で、その時期や独立を勝ちとつた政権の性格のちがいで、帝国主義宗主国の干渉等によって各国家間の国境が固定されているにすぎないからである。

したがって、このような国境を前提にした、各国↓各国党をプロレタリア国際主義の組織的原則になどするわけにはいかないのである。

中国共産党のプロレタリア国際主義と民族問題に関する曖昧さは、被抑圧民族として民族解放闘争を闘ってきた歴史があるとしても、プロレタリアートの世界的な利害を不断に自国の民族的利害におとしめる結果になっている。それが、ソ連共産党との党派闘争におけるジグザグをうみだしている。中国はいまではアジアだけでなく世界の大国なのであり、その政治的・物質的・軍事的影響力はきわめておおい。その中国における共産党の民族主義的傾斜はけっして軽くみすこととはできないのである。

中国共産党十二全大会は、九、十、十一全大会の各路線を全面的に清算し、独立自主、平和五原則を対外政策の原則として復活させた。そうであるならば、中国は、ブルジョア民族主義者の反動的戦争への支援、干渉をも打ち切るのがスジというものである。

もちろん、だからといってわれわれは十二全大会における対外政策の原則を支持するわけではない。プロ文革期においては、世界革命にたいして中国がどのような貢献をするのかという問題意識が存在していた(民族主義・大国主義的傾向をもって、たとえば「中国が世界革命の中心」といった形となつたにせよ)。十二全大会路線はそこからの大幅な後退である。

十二全大会報告はつぎのようにのべている。

自国の経済発展に応じた各国との経済関係の発展が問題なのである。そうであつてみれば、めぐりらたててソ連とを構える理由などまったくなくなり、対ソ和解は当然の帰結であろう。しかしこの路線は、帝国主義の世界支配という敵然たる事実と、自国生産力発展のための経済政策が不可避にもたらす矛盾、腐敗とにぶつからざるをえない。現指導部はそれとどう闘うのだろうか。「社会主義的精神文明の建設」はその答えたりうるだろうか。それですむのなら「プロ文革などおこりよりもなかつたし、たとえおこつたとしても「毛沢東同志の左寄りの誤つた個人的指導」(十一期六中委「歴史決議」)は、「針一本とおさない」指導体制のなかで一時的混乱にとどまつたはずだ。十年間も中国領土を、そして全世界のマルクス・レーニン主義者をゆりうごかしつづけた根拠はなにか。われわれは「一大災厄」としてすますわけにはいかない。

われわれは中国共産党を右旋回、フルシチョフ路線、ソ連型への回帰等として非難してすますつもりはない。われわれもまた同じ誤りを犯さないという保障はないのであり、中国共産党の闘いから学び、教訓化しなければならぬと考える。そしてなによりもアジアにおける帝国主義の中枢部にいるプロレタリアートとして、抑圧民族として、自国の帝国主義打倒、排外主義打倒を最低限の義務としてはたさなければならぬと心得ている。中国共産党のプロ文革全面清算をもう手をあげて歓迎し、なおごう慢にも悔い改めかたがたらないとうそぶき、みずからがたたしかつた、みずからは六〇年間たたしかつたという神話をデッチあげている日本共産党官本一派をプロレタリアートの隊列からたたきだすことも当然の義務である。

【註】アフガニスタンの状況にたいするわれわれの態度についてブルジョア民族主義・ダウド政権（一九七三年に王制打倒クーデターにより成立）を打倒した、七八年四月革命を基本的に支持するわれわれはアフガニスタンの状況を考えるさいに、ソ連軍の出兵という一面のみをとりあげて、ソ連の侵略としてのみ批判する立場に反対する。なぜなら、それはアフガン人、人民民主党の闘いをまったく無視するものだからである。アフガニスタンにおける革命を支持し、連帯するというのがわれわれの基本的態度である。

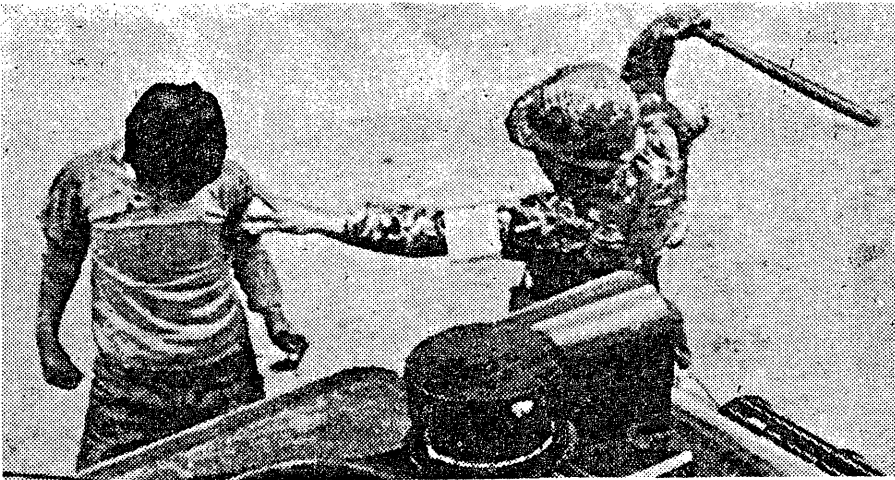
そのうえで、国内経済政策、とりわけ土地改革における誤り、対外政策とりわけソ連からの支援に依存した誤りを批判、教訓化すべきであると考ええる。アフガニスタンは王制の頃からソ連の援助を受け、ダウド政権下でも基本的にはそうであったが、ダウドはイランのシャールや米帝とも接近するブルジョア民族主義政権であり、ソ連は官僚、軍人を中心に親ソ派を形成していた。

四月革命・親ソ派クーデターをおこなったのは主にこのグループであり、人民民主党であった。親ソ派官僚、軍人を中心にしたクーデターによる権力奪取は、七〇年代末にイラク、エジプトその他一連の諸国で計画されていたようであるがほとんど失敗している。このような経過からして、人民民主党は国内における労働者とりわけ農民との結びつきが弱く、独自の基盤が脆弱であると考える。大国の支援に主に依存しなければ、成功しない、またはもちこたえられない革命は、民族問題一つとってみてもおおくの困難と不幸をかかえざるをえず、味方にしうる部分をも民族主義とイスラム教の名分のもとに封建・反動勢力の側に組織されてしまうということである。現在の攻防状況にあっては、人民民主党政権の崩壊は、反

動・封建・ブルジョア民族主義の復活、左派への大弾圧、アフガニスタン人への災厄を意味する。したがって、「イスラムゲリラ」を支持しない。

なお、われわれはソ連軍の介入が革命支援を目的としたものとは考えない。ソ連「社会帝国主義者」は米帝との対抗上、権益や自国の安全を基準にして行動している。彼らのこのような行動は、ソニストの侵略にたいするPLOの支援要請拒否やソマリアーエチオピア・エリトリアへの介入をみても明白である。

さらに、七八年四月革命の七九年三月イラン革命への波及、つながりについても注目する必要がある。



▲光州のデモ参加者にこん棒で殴りかかる兵士（UPP）

はじめに

われわれは本誌第十号で刑法改「正」、保安処分新設粉碎の闘いと「障害者」解放運動への合流を呼びかけた。十二号、十四号で拘禁二法案の階級的意義について暴露し、拘禁二法案粉碎の闘いへの取り組みを呼びかけた。また、十八号では、刑法改「正」に手をかすにいたっている日本弁護士会の危険な動向を暴露してきた。

この問題についてのわれわれの見解を簡単にまとめれば、こうしたブルジョアジーの攻撃は、

①実態的には定着している（しつこい）弾圧体制を法制化し、さらなる弾圧体制を可能にせんとするものである。

②一連の弾圧諸法（案）と一体のものとして、反革命・侵略・戦

争準備の一環、臨戦治安体制構築の一環である。すなわち政府・権力問題がここでも焦点である。

③六〇年代末以来の階級闘争の過程と不可分であり、いわゆる革命戦争派の封じ込め、解体を踏え、社会防衛に多数者の利益の擁護の名の下に、革命戦争——武装闘争への指向に桐喝を加え、断固闘うものを、封じ込め、圧殺するものである。

④優生保護法等と一体のものとして、戦争準備としてのイデオロギー攻撃であり、多数者工作、排外主義育成のイデオロギー攻撃である。

したがって、この攻撃への闘いにおいて問われているのは以下である。

①プロレタリアートの階級的利害を第一位に押し出すことを通し

てさまざまな政治的民主主義闘争とのできる限り広い結合をはかっていくこと。

②反帝民主主義諸勢力による反帝闘争の中にプロレタリアートの闘いを埋没させないこと。

③闘いの鋒先を常に、一貫して帝国主義国家（独占資本主義）の基層をなす資本主義に向けるべきこと。

④さまざまな政治的民主主義をめぐる闘いにおいても煮つまってきている政府・権力問題への解答を鮮明に打ち出すべきこと（プロレタリア革命政府のスローガン等）である。

つぎの文書は、この領域の運動を実践的に担っている諸君から「刑法改「正」——保安処分新設が企図するもの」というタイトルで投稿されてきたものである。掲載にあたって、以上の見地からわれわれの責任で若干、修正・加筆したことをことわっておきたい。

Ⅰ 刑法の歴史的変遷と改「正」草案にいたる過程

現行刑法は敗戦後の一九四七年、一部改正されたものの、基本的に一九〇七年に制定されたままのものである。

旧刑法（一八八〇年公布）……フランスに範をとったもので、基本的には市民的自由（政治的・社会的・経済活動の自由）の確立の見地から刑法は謙抑的、制限的であるべきであるという思想に立脚している。すなわち基本的にはフランス革命以来のブルジョア法理念を掲げたもので、産業資本主義段階（自由主義段階）、いわゆる夜警国家の法理念を反映している。

現行刑法……一八七〇年のドイツ刑法に範をとったもので、国

家は法益（国家的秩序として権威づけられた特定の価値・秩序）の確立の責務を負うとの見地から刑法は機動的・介入的であるべきであるとの思想に立脚している。すなわち、後発資本主義国ドイツの国家資本主義的発展に照応し（これは日本資本主義の発展とも軌を一にする）、とりわけ日本での一八七〇年の模倣は、世界的な帝国主義段階への移行過程に見合せて、帝国主義段階——国家独占資本主義段階の法理念を反映している。

旧刑法がフランス人ボアソナードを中心に作成され、フランス革命にブルジョア革命の法理念をかなりストリートにとり入れたものであった限りで、それは後発資本主義国・日本の国家資本主義的発展の過程と必ずしもみあったものでなかったことはいうまでもない。それゆえ、旧刑法は草案になかった皇室にたいする罪、皇陵不敬罪を新設し、内乱罪の刑の加重を行い、兇徒聚衆罪、尊属への罪を強化するとともに、同時期の新聞紙条例（一八七五年公布、一八八三年大改正）、出版条例ならびに罰則（一八七五年公布）、集会条例（一八八〇年公布）、爆発物取締罰則（一八八四年公布）といった一連の治安法と一体として施行されたのであった。（↓自由民権運動を中心とした反体制運動弾圧）

だが、この旧刑法の限界は、日本資本主義の確立から独占段階への移行過程で、決定的に露呈する。日清戦争後の労働運動の一定の発展、社会主義運動の芽ばえ等の動向の中で、治安警察法（一九〇〇年公布）、行政執行法（同年）、警察犯処罰令（一九〇八年）らと一体のものとして、一九〇七年に刑法が全面改正されたのである。それは一八八〇年のドイツ刑法を範としたもので、この限りで他の法体系ともなじむものとなったのである。

とはいえ、急激な時代の旋回——第一次大戦、ロシア革命、米騒動、労働争議・労働運動、小作争議・農民運動の一挙のな爆発の中で刑法再改「正」の動きが不可避となる。諸々の治案諸法と一体のものとして、かつそれらを総括するものとして、階級対立・闘争に自覚的に対処するものとしてプロレタリアート・農民の運動を封殺せんとしたのである。

一九一九年臨時法制審議会の設置。一九二一年高橋是清内閣、現行刑法の全面改「正」を諮問。一九二五年治安維持法制定。一九二六年臨時法制審議会、一九二一年諮問を具体化した「刑法改正綱領」を決議。一九四〇年「改正刑法仮案」の作成——これは時局の戦時化のため挫折したが、同年治案維持法改「正」がなされる（改正刑法仮案は戦後の改「正」案のたたき台となったものである）。一九四七年「刑法を改正する法律」により一部改正（これは不敬罪、姦通罪等ごく一部の削除にとどまり、一方で新憲法制定、一定の「民主的」諸改革がありながらも全面的な「民主的」改正には手がつけられなかった）。一九五六年法務省内に「刑法改正準備会」設置。

一九六一年「準備会」により「改正刑法準備草案」発表（戦後の「刑法改正」のスタートとしてあったこの作業は新憲法の精神に沿う内容のものではなく戦前の改「正」作業を継承するものであった）。一九六三年中垣法相、法制審に「刑法全面改正」を諮問。一九七一年法制審「刑法全面改正」決議。一九七四年五月二十九日法制審「改正刑法草案」を法相に答申。この「草案」が作成される過程で一九六三年法相から法制審に諮問された時点で「草案」として結実されるべき全面改「正」の方向づけがことあらためては全くなされなかった。戦後の刑法改「正」作業が、戦前のそれを基本的に継

しによって保安施設に一年間収容するもので、必要がある場合二回更新できる。

ここでいう「保安施設」は法務省が管轄する施設で、期間満了もしくは、その途中で退所したものについて二年間療護観察に処し、期間途中で退所したものについて再収容の必要のあるときは行政官庁の判断でいつでも再収容できる。

②ここに表われている攻撃の質  
再犯のおそれ、また軽微な犯罪を犯した「精神障害者」の「精神障害」を「治療」することを口実に保安施設に監禁していかんとする。

将来的犯罪への危険性なることをもって「該当者」に対し危険性の排除、あるいは社会防衛の立場より「処分」していかんとする。

### ③精神衛生法批判

保安処分に現われている攻撃の内容は実はすでに精神衛生法（一九五〇年制定）において先取り的になされてきたことである。その基盤にある思想は「精神医療は社会防衛的視点を欠いて成立し得ないものである」（厚生省）というものであり、とりわけ二九条「措置入院」（二人以上の精神鑑定医がその診察の結果、医療および保護のために自身を傷つけまたは他人に害をおよぼすおそれがある」と認めるとき、強制入院させる）は予防拘禁的な色彩がきわめて強い、つまりここでいう他害とは「他人の生命、自由、財産等に害をおよぼす」と同時に「国家的、社会的法益を害する場合にも該当する」わけである。さらに入院措置が解除されるのは「自傷、他害のおそれが消滅したとき」（二九条四・五項）とされるから、「医療および保護」の必要性がなくとも入院の継続は可能であり、治安拘

承するものだとということが自明のこととしてあったわけである。一九七六年六月いわゆる「中間報告」発表（同年、監獄法改「正」構想発表）。「中間報告」は、騒動予備罪・準恐喝罪など批判の集中したいくつかの処罰規定を削除するほか若干の修正を提案する代案を含む一方、公務員機密漏示罪・企業秘密漏示罪・不定期刑・保安処分について「草案に実質的な修正を加える必要はない」としている。

## Ⅱ 保安処分新設攻撃の内実

一九六一年十二月に公表された「改正刑法準備草案」には保安処分とは「犯罪その他これに準じて考えられる反社会的行為への危険性のある者を改善する目的をもってなされる国家的処置」と定義されている。七二年の「改正刑法草案」においても前者とほぼ同じ「治療処分」と「禁絶処分」の二つからなる保安処分が規定されている。

### ①具体的には

「治療処分」……「精神障害者」が禁固以上の罪を犯した場合、治療・看護を加えなければ再犯のおそれがあり保安上必要であると認めるとき、裁判所は保安施設に収容し「治療」および「看護」の処置を言渡すことができる。収容期間は三年が原則であるが、必要がある場合二年づつ二回更新でき、死刑、無期、短期二年以上の懲役にあたる犯罪を犯すおそれが顕著なものについて無期限に更新できる。

「禁絶処分」……アルコール・薬物（麻薬・覚せい剤等）中毒者が禁固以上の犯罪をおかし再犯のおそれがある場合、裁判所の言渡拘禁としかいえないような実態は現実存在するのである。  
このように、先行した攻撃の実態を認識し、さらに法制化していることとする保安処分新設は「保安上の必要性」なることをもって「精神障害者」を社会から抹殺し「精神医療」を治安弾圧の道具にしていこうとする思想の打ち固めとしてあるだろう。それゆえ保安処分阻止の闘いの中には当然現行精神医療体制の解体の質を含んでいなければならないだろう。

## Ⅲ 日弁連、ブルジョア・マスコミの動向

日弁連は一九七四年以降刑法改「正」阻止の主要な一翼をになつていた（法務省のアリバイ工作としての「意見を聴く会」ポイコット等）。しかし八〇年以降「聴く会」の延長線上にある「パネルドイスカッション」||意見交換会に参加していく。また八一年日弁連改正阻止実行委は「精神医療の抜本的改善について（要綱案）」を提出しさらに同年十月「要綱案」を「骨子案」に変更する形で発展する。

これら一連の日弁連の動きは、保安処分制度の対（代）案づくりであり、この中の彼らの主張は「保安処分対象者」は存在するが、法務省のいうものではなく別の方法を考えよう」と言っているにすぎない。彼らが「現行精神衛生施策の抜本的改善こそ何よりも急務」といながら、精神衛生法の存在自体を問題にすることなく「医療の先行」を語ることは結局「精神障害者」差別と偏見に満ちた刑事政策としての「医療」のわくを越え得ないのである。「保安処分よ

り医療を」ではなく、あくまでも「保安処分より現行精神医療体制の解体」が出発点でなければならぬはずである。

ブルジョア・マスコミの差別キャンペーンともいえる動きにも注目しておく必要がある。彼らはこの間の「通り魔事件」等の報道の中で、それらを発生させていく社会構造に一切触れることなく、「犯罪」行為者にたいする人格非難のみをあおりたて、社会意識としてある「犯罪者」、「精神障害者」への差別意識の温存、助長をはかり、「このような由々しき凶悪犯罪が多発してくるようでは保安処分も必要」とキャンペーンすることにより法務省の攻撃に拍車をかけていくものとして機能しているだろう。

#### IV 監獄法改「正」 刑事施設法・留置施設法が企図するもの

昨春、監獄法改「正」としての刑事施設法と留置施設法の閣議決定がされ、国会上程がなされていた。前者は死刑囚の権利剝奪、強制医療、第三者にたいする武器使用、個別的段階的処遇による獄中者の分断——管理、獄中者および獄外との通信や面会の制限強化、代用監獄の存置など憲法に保障された「基本的人権」すらも破壊しようとする規定を含み、後者は代用監獄の固定化、恒久化を企図し、被収容者の権利を大幅に制限しようとするものである。

現在でも劣悪な監獄を、今以上に劣悪なものに変えようとするこれらの動きは、すでに全国各地の刑務所、拘留所において先取り的に実態化されているのであるが、以下六点にわたってその内容をあげておく。

①代用監獄の恒久化。監獄法改悪により、代用監獄を法的に追認

しようとしている。また法務省案とは別に、警察庁は独自に警察留置施設法を作りあげた。これは代用監獄の法制化にとどまらず、判決の確定まで、裁判終了まで長期にわたり警察内の留置場に被疑者被告人らを拘留しようとするものである。

さらに弁護士、面会者との接見の制限禁止、身体検査まで警察の判断でできるとしている。このことは、弁護活動や面会差入れ等の当然の権利を妨害し、被留置者の秘密交通権、防御権を一切剝奪していくものとしてある。

警察内留置場は今までも拷問的取調べがおこなわれ、屈辱とウソの自白を強要するフレイム・アップの温床であったわけだが、それが法的に強化されることにより今まで以上に可能になる。またたとえ施設内で死亡したとしてもその原因を明確にする義務がないなどと規定し、虐殺をもねらっている。

②監獄内外、被収容者同志の通信、面会を今まで以上に制限し、文通や図書の検閲を強化させ、被収容者の読む権利、知る権利を剝奪しようとしている。また被疑者、被告人と弁護士からの信書を検閲し、さらに弁護士あての手紙を差し押え、削除・抹消できるという規定があり、このことは被収容者の弁護権、防御権を奪いさるうとするもので、今まで以上に被収容者は孤立無援の状態にさらされてしまう。

③「死刑確定者」の処遇が、今まで「未決囚に準じる」とされていたのが、既決囚なみに改悪され、外部との面会、通信等の権利を全面的に剝奪されてしまう。「死刑確定者」の声を監獄に閉じ込め、再審の道を閉じ、人知れず「死刑囚」を殺してしまおうとするものである。

④「強制的医療を禁ずる」という第二九回世界医師総会（七十五年十月）での東京宣言を無視し、被収容者の意志に関係なく「強制医療」を実施できることを規定している。「医療」という名に値しない獄中強制「医療」を明文化し「医療」を管理支配の道具、拷問支配の道具として機能させ、獄中での保安処分をおこなおうとしている。

⑤これまでの受刑者にたいする強制労働ともいえる刑務所作業を改めるどころか、さらに今までの単なる累進処遇から、個別的段階的処遇と称し、受刑者一人一人を分断管理し、それをグループ別に分類支配していきこうとしている。これはごく少数の当局に従順な受刑者には「解放処遇」として「外部通勤」やその他の特約を与え、そうでない当局に屈服しない者には、より以上の虐待を与えようとするものである。つまり差別分断の管理支配の貫徹以外の何ものでもない。

⑥第三者にたいする武器使用の規定が新設され、監獄にたいする

外部からの抗議にたいして、これを銃器で鎮圧できるとした規定がされている。監獄の閉ざされたカベをより一層高くし監獄の中と外を一層分断しようとするものである。

#### おわりに

以上みてきたように、刑法改「正」——保安処分新設をはじめとした一連の攻撃の突破口としてある監獄法改「正」——刑事施設法、留置施設法は監獄社会の再編を回路に社会全体の権力統制を企図しているものといえよう。

「犯罪」それ自体、実は国家と社会の矛盾に起因しているにもかかわらず、それを隠蔽し、戦前の治安維持法時代のような警察国家を復活させ、獄中——獄外の闘いを圧殺し、獄中者を人知れず抹殺していきこうとする政府——法務省——警察庁の意図を粉砕していく闘いの構築が今まさに問われているであろう。





今回の「分裂」問題にたいするわれわれの態度の確定にむけて

3・27においてついに、「分裂」がきらかとなった。これは三月八日における反対同盟の事実上の「分裂」の反映に他ならない。

まらがいなく三里塚闘争は重大な試練に直面している。この間の三里塚闘争が日本階級闘争全体に果たしてきた役割を考えれば、これにどのような態度をとるかは、プロレタリアート(党)にとっても、きわめて重要な問題である。

われわれは七二年以降、自己の勢力をもっぱら非合法党の中核をつくりあげることにはきてきた。したがって、われわれの条件からすれば、三里塚闘争への関わりは労組や大衆組織をつうじて、各グループ・個人の責任においてあったにすぎない。そして、この現状を、いま、ただちに転換しうるかどうかについても明言できない。

にもかかわらず、プロレタリアートの単一非合法党建

設のインシアチブをとることをめざしている政治組織として、三里塚闘争の今回の「分裂」にたいして自己の態度をきらかにすることは、われわれが直接責任をもっている「戦線」の現状からいってさえ、必要である。つぎの文書は、今回の「分裂」にたいする内的意志統一のためにレジューメとして準備されたものであり、現在討議中のものである。こうした性質の文書をそのまま提出するのはかかる事情と、三里塚をめぐる流動を考慮してである。そして、われわれが、先進的活動家、三里塚農民とともに、全力をふりしぼってこの試練に耐えぬき、真に革命的な道をとるに進まんとすることを心から願うからである。

〈目次〉

- Ⅰ 三里塚闘争との結合をめぐって
  - 原則的に確認しておくべきこと
  - (一) 権力問題と「農地死守」について
  - (二) いわゆる「労農同盟」について
  - (三) 三里塚闘争が果たしてきた階級的役割(略)
- Ⅱ 今回の「分裂」の経過と意味
  - (一) 経過
  - (二) 第四インターと中核派との党派闘争について

Ⅰ 三里塚闘争との結合をめぐって

—— 原則的に確認しておくべきこと

現在、三里塚闘争は、七八年開港阻止闘争を前後して、再度権力問題に逢着し、新たな流動を開始しているとみてよい。

空港廃港——プロレタリア階級闘争との結合の志向  
 廃港した後どうするか——農地死守と自主耕作

(一) 権力問題と「農地死守」について

条件派育成攻撃にたいし、反対同盟は屈服した部分をたきだし、「空港絶対反対」「農地死守」を軸とする「基本」方針のもとに再結集していく以外、闘いの方向をもちえなかった。これは反対同盟

自身の政治的純化を促進させたのであるが、いまや条件派育成攻撃と全面的に闘いえないものとなっている。

もともと三里塚闘争は空港建設のための政府による農地収容にたいする農民の反発からはじまった。彼らは、三里塚で荒野を開拓し、自立的な農業を営むにいたっていた農民であり、そこから土地をとりあげられプロレタリア化することに不安を覚え、厳しい闘いを開始したのだ(以上、戸村一作『闘いに生きる』をみよ)。その限りで「農地死守」のスローガンは、土地所有者である農民の「生産手段

|| 私有財産擁護」を本質とする。

新左翼は三里塚農民と結合していくにあたって、もっぱら反権力闘争としての急進性——三里塚農民は高揚する反戦運動・反基地闘争との交流を体験するうち、六七年の強制測量阻止闘争において実力闘争へ転換していった——を評価し、このスローガンに内在する小ブル性との闘いを放棄してきた。否、三里塚闘争を小ブル運動として全否定する革マルや、実力闘争から逃亡した社共への反発からむしろそれを美化し、追隨してきた。とりわけ、これは六九〜七二年の闘いにおいて真に革命的な党建設が進まなかったことの反動として、日向派等によってなお一層無原則的に進められた。

「『農地死守』のスローガンは……まさに血の叫びであり、農民と土地は不可分一体であり、従って人生そのものの存亡を意味するもの……/たがやされ、手を加えられた農地一坪には同量の血と汗がにじんでいる」「だからこそ大地に根ざしたその戦闘は執ようであくなく限りなく戦闘性を有している」(『戦旗』三六七号、七六年四月)——中核派も同じ主張。

ここには、現代の資本主義・帝国主義にたいする科学的批判の一

かけらもない。

もし、この論理でいくなら、およそ地球上の人類が「手を加え」た自然で「同量の血と汗がにじんでい」ないものはない。なぜなら「手を加え」るとは労働の対象化を意味するからである。だから、これはなにも説明していないに等しい。また、もし闘争の「執拗」性や「戦闘性」を「農民と土地は不可分」「土地に根ざし」ていることにもとめるなら、土地から切りはなされた労働者はどうなるのか。

日向君はさらに「それ（土地―注）を守り抜かんとする意志は、労働の成果を守り抜かんとする階級的決起であり、全く革命的なもの」（同前）という。しかし、「労働の成果」をめぐる闘いとは、分配をめぐる経済主義的闘いである。真に「階級的」で「革命的」とは、資本主義の制度そのものに運動の矛先を向ける闘いをいうのだ。

では、現在の日本の農地状況はどうか。

三里塚農地の特殊性——日本でも豊かな農業地帯の一つ。

農地価格の変動と不確実性（都市開発との関係）。

反対同盟農民の土地の状態。

——以上について分析しなければならぬ。

この分析はおそらく、「農地死守」のスローガンが中農以上——当初において下層農民は反対同盟からはなれてい——のものでしかなかつたことを暴露するであろう。

そして、これは現在の「闘う農業建設」という主張を一方では生みだすものに他ならない。——他方では急進主義運動。

「懐柔策に目もくれず腐敗した農政に屈せず独自の農業と生活

な過渡的な方策を押しつけるのはばかげたことであろう。勤労被搾取農民がこれら過渡的な方策を選ぶばあいは、プロレタリアートは社会主義の勝利のために彼らに譲歩する義務がある。なぜならその方策は社会主義の大業にとって害をもたらさないであろうからである」（『労働者と勤労被搾取農民との同盟』全②⑥）

この原則を、プロレタリアートと三里塚農民との結合においても適用しなければならぬ。

プロレタリアートの単一非合法党をめざすわれわれは、その綱領でプロレタリアートの国際的統一と共同行動、プロレタリア革命政府、ブルジョアジーの収奪等とならべて、「①土地の私的所有を廃止し、プロレタリア独裁国家の所有に転化する」ことをあきらかにしている。そして、これを第一にして、

- ② 共同耕作等のための生産協同組合の組織化。
- ③ 農産物加工等のための生産協同組合の組織化。
- ④ 『社会主義』的に高度な集団農場の組織化。
- ⑤ 資源多消費型の農業技術からの転換をはかる。
- ⑥ 他の諸国への依存、収奪によって成立している寄生的食料供給体制を転換し、自給体制をめざす。作付、供給の拡大。
- ⑦ 農業における共産主義建設に工業労働者を広範に、計画的にひき入れること。
- ⑧ 土地利益の整備、土地の改良。
- ⑨ 農業機械・肥料等の安価な供給。」

を提起している。

これは今後、もっと厳密に検討しなければならぬものだが、基

を実現しぬく組織と運動づくり」「自主耕作運動、自主基盤整備・闘う農業建設を通して、空港を緑の沃野、実りの大地に作りかえ、大地の解放運動が広く人民の解放に役立つ……」

もし、この主張が権力問題を欠落させたまま運動として展開されたらどうなるか——「総会派」反対同盟はこの点で岐路にたっている。それは三里塚闘争を、資本主義・帝国主義の打倒をめざすプロレタリアートの階級闘争と切断し、農業問題にとじこめることを意味する。これは、運動をワンバックグループと同様のものに変質させかねない危険性をもつ（ワンバックグループについては『闘う野菜たち』現代書館をみよ）。

資本主義を前提としたうえで「自主耕作運動・自主基盤整備」は、自分が資本家になって独占と対抗していくか、独占のいない純粋商品経済をめざすか——もちろん幻想だ——、どちらかしかない。どっちにしろ、それはアブリアリに「解放区」などと意味付与することはできない。

ところがこれを「農地死守」のスローガンとむすびつけて、「解放区」とか、「コンミュニオン」とかの美名で運動路線としようとすると諸君が現れている——プロ青同等、……（エコロジー主義）。

とすれば、われわれは「農地死守」のスローガンを原則的に拒否すべきであろうか？ そうとは限らない。この点で、17年革命時のボルシェビキのエスエル左派にたいする態度に学ぶ必要がある。

「エスエル左派（ならびに彼らに味方する農民）が労働者統制、銀行の国有化などに同意するばあいは、均等な土地利用（農民のスローガン―注）は完全な社会主義への過渡的な方策の一つにすぎないであろうからである。プロレタリアートがこのよう

本的に、農民の要求がプロレタリアートの要求との結合において提起されている。

したがって、これらの点を三里塚農民が認めた場合、現在のなスローガンとしての「農地死守」はプロレタリアートにとって譲歩すべきものだろう。なぜなら、その場合は共産主義革命の事業全体にとって害をなさないだろうし、農民をプロレタリアートの側へひきつけていくうえで役にたつだろうからである。

## (二) いわゆる「労働同盟」について

とすれば、われわれプロレタリアートにとって、現在の日本で農民一般（小商品生産者）との「同盟」はありえない。それは古くさブルジョア民主主義革命の定式である。

「ブルジョア民主主義革命のさいの諸勢力の階級的相互関係を、ボルシェビキはこう定式化した。すなわち、プロレタリアートは農民を味方につけて、自由主義的ブルジョアジーを中立化し、君主制、中世的制度、地主的土地所有制を徹底的に破壊する、と」「農民一般とプロレタリアートの同盟にこそ、革命のブルジョアの性格があらわれている。なぜなら、農民一般は商品生産を基礎とする小生産者だからである」（『プロレタリア革命と背教者カウツキー』）

しかるに、「労働同盟」という主張は今日なお、日本共産党、第四インター等によって主張されている。

「アメリカ帝国主義と日本独占資本の支配に反対するこの民族民主統一戦線は、労働者階級の指導のもとに、労働者、農民の

同盟を基礎とし、そのまわりに勤労市民、知識人、婦人、青年、学生、中小企業家、平和と祖国を愛し、民主主義を守るすべての人々を結集するものである」(日本共産党綱領)

第四インターは略。なお、中核派、日向派等も主張しているが、展開はしていない。

要するに、一劣弱の独占を、九九劣強の反独占勢力で包囲するという「絵」を描いているのだ。これは、労働者階級の階級性を、反独占一般——したがって、独占に対立する自由競争、純粋資本主義——に、小ブルジョアに解消するに等しい。

ならば、プロレタリアートにとって、農民はどうでもよいのか。もちろん、否である。なぜなら、資本主義は農民を完全になくすることはできないからである。そして、プロレタリアート独裁とは、プロレタリアートが農民をはじめとするすべての被抑圧労働大衆を組織し、その指導階級として全面的に登場することに他ならない。

「工業労働者は、狭い同職組合的利益や、狭い職業的利益のなかに閉じこもって、自分の、ときにはかなりによい小市民的な地位を改善するだけにとどまって、安逸の夢をむさぼるなら、人類を資本の圧制と戦争から解放するという世界的使命を果たすことはできない。……プロレタリアートは、すべての勤労被搾取者の前衛として、搾取者の打倒をめざす彼らの闘争の指導者として登場し、行動するばあいだけに、真に革命的な階級、真に社会主義的に行動する階級である」(『農業問題について』のテーゼ原案)レーニン全集第三一巻)

農民は、資本主義の社会的生産力の発展が、

「不断に小商品生産者を駆逐し、その多くの部分をプロレタリ

ア化・半プロレタリア化」(『綱領(草案)』)

するが故に、プロレタリア共産主義革命と結合する必然性をもっている。農民の資本主義のもとでの地位の不安定性は、彼が小商品生産者であることのうちにある。

三里塚闘争が展開されてきた、六〇年代、七〇年代は戦後農地改革が終り、「基本法農政」「総合農政」による自営農破壊が展開された時期である。これはいわば総兼業化と賃金労働者化としての農民の分解を意味する。七〇年代中期以降は資本輸出の増強にもとづき、アジアを中心とした国際分業(農産物輸入の増大)と、兼業農家の切りすて(土地の高度利用)が、ブルジョアジーの農政の基本となっており、農民の分解を一層促進させている。

「一九六〇〜八〇年の二〇年間で、農林水産省『農林業センサス』によると、農家総数は六〇六万戸から四六六万戸へと減少した。……また総人口に占める農家人口の割合(農家人口率)は三七・一%から一八・四%へと低下した」

「農業就業人口は、六〇年一四五万人から八〇年の六九七万人へと二〇年間で半減したが、農家世帯員数の他産業人口は、六〇年の四九二万人から、八〇年の七二四万人と増加している」

「専業農家は、六〇年の二〇八万戸(三四・三%)が、八〇年には六二万戸(一三・四%)と減少し、また第一種兼業農家も七〇年代に入ってから、減少傾向が強まり、六〇年の二〇四万戸(三三・七%)が八〇年には一〇〇万戸(二一・五%)と減少している。したがって、第二種兼業農家は、六〇年の一九四万戸(三二・〇%)が、八〇年に三〇四万戸(六五・一%)と増加している」(講座『今日の日本資本主義』第八巻)

このような現実、反対同盟の歴史においてはどうかであったのか。最初の同盟員のうち何名がはなれていったのか? それはどのような農民(土地、経営規模)であり、脱落したのは? 現在の反対同盟員農家と兼業化の状態、および就職先、労働組合への組織率?

まさに、農民は、資本主義の発展に自己を適合させていくか(資本金になるか)、零落し、プロレタリア化するしかないのである。だから、われわれは、彼らに、共産主義革命に自己の未来をたくして、小商品生産者としての自己の立場をすててプロレタリアートの階級的立場に移行するよう——これは農民をやめて労働者になれということではなく、農民共産主義者になれということである——、宣伝・扇動・組織活動をおこなわねばならない。

また、われわれの農民との結合は、農村の恒常的賃金労働者を労働組合をつうじて(に組織し)、獲得することを第一とし、半プロレタリア・貧農の獲得を第二としなければならず、第三に中農の中立化、第四に農村ブルジョアジー・富農の収奪である。

### (三) 三里塚闘争がはたしてきた階級的役割(略)

## II 今回の「分裂」の経過と意味

### (一) 経過

三里塚闘争の方向——二期工事阻止の戦術、とりわけ、切りくずし(条件派育成)攻撃にたいする態度をめぐって。

具体的にみていく。

七八年3・26直後の「話し合い」攻撃

①二期凍結——話し合いで解決、②土地強制収容権発動はしない(以上、「西村構想」をベースとする)。

これは、五月以降、開港(暫定的とはいえ)の既成事実と二期着工の重任を背景にして、より巧妙な攻撃となっていく。

十二月 「空港周辺農業振興策」閣議決定

①成田用水、②公団用地貸付、③山武農協千代田事務所移転(野菜出荷場建設)。

これにたいし、反対同盟は、

七九年六月 木の根灌漑工事(七月完成)

七月 「話し合い」拒否声明

ここで、注意しなければならないが、すでにこの時、菱田地区では、成田用水受け入れの動きがでていた。では、反対同盟のここにおける立場とどういふものだったのか。戸村氏(十一月死去)によればそれはこうだ。

「三里塚闘争は……今なお、農民のブルブル性とエゴから抜け切れない面もなきにしもあらずである」そして、この課題にたいし、「戦いを……農業・農民問題に絶対解消してはならない」「土地問題が権力問題に入らざる限り、闘いの解決はありえない」と主張する。

ただし、その内容は、闘いの矛先を資本の支配||私有財産制度そのものに向けのではなく、したがって「ブルブル性とエゴ」から

の脱却を小商品生産者としての立場からプロレタリアートの側への移行として追求するのではなく、ただ「不可欠なものは敵愾心だ」「あるものは徹底抗戦だ一つ」とのべているにすぎない（『遺稿』より）——中核派の心情主義にビタリ。

がともかく、この段階での反対同盟の断固たる「話し合い」拒否声明は七九年秋、八〇年、八一年をつうじた三里塚闘争の前進を準備した。現地集会にはほぼ毎回二万人近くの結集がつづく。

にもかかわらず、一方では、「農業振興策」「話し合い」攻撃が農民の中に幻想を拡大し——これは資本主義下における農民の経済的地位に規定されている（後述）——、反対同盟農民の分解も確実に深化していく。そして、八一年にはいついかに反対同盟の中核を「談合」にひきずりこむ。

#### 八月 石橋・内田氏等が政府代表と秘密会談

石橋氏はこの時の立場をつぎのように告白している。「土地収容法のもとにおかれた農民の苦勞や不安も私には見えており、ときを見て農民の気持を一声でも二声でも政府にたたきつけてやりたいと思っております」（『朝日新聞』千葉県版、八二年二月十一日）問題はこれをめぐる反対同盟の態度にある。

この秘密会談を暴露したのは中核派であったが、彼らは石橋氏にたいする自己批判要求を独自にとりこんでいる。石橋氏はこれにたいし、反対同盟へ「①委員長代行・副委員長辞任、②現闘本部の撤去と中核派退去」を申しいられている。

八二年二月十六日付の事務局の『事実経過説明』によれば、反対同盟は①は受理し、②はあいまいにしている。かくて、反対同盟は三月に石橋・内田氏を解任し、成田用水攻撃と対決していく方向と

して、「自主基盤整備——自主暗きよ」をうちだしていく。

しかし、これは問題の真の解決——問われたのは「農地死守」「空港絶対反対」を中心とする反対同盟の「基本」路線のせまきであった——ではなかった。そのため、一方で反対同盟が獲得していた政治性とは無関係のところ、農業問題が語られていくことを準備する。これは中核派批判をおした青行隊の主張となって登場することになる。

「二期用地内で戦っている農民に、決意や信念で戦いを継続することを一方的に期待するのではなく、戦いつづけ生きつづけしていくための部落機能の回復・再生を実現していくことが、用地内農民の生活と戦いを共有することになる」（『混乱を力にかえ、勝利をつかみとるために』）——この問題は後述。

一方、中核派は「廃港・日帝打倒をおしてしか農業問題は語れない」を立場として、石橋問題に関わっており、これ以降、青行隊とするどい対立をつくりだす。

といっても、これは反対同盟が「基本」路線（①空港絶対反対・一切の話し合い拒否、②農地死守・実力闘争、③二期阻止・空港廃港）で再結集していたことと、ひきつづく運動の前進によってまだ前面にはあらわれない。

三月 現地集会（一万五千名）——西ドイツ・フランスから代表参加

#### 五月 東京行動へ反対同盟の組織参加

これは三里塚農民の対立と党派闘争が結びつく条件を拡大する。

しかし、なによりもこのような「基本」路線にもとづく運動の前進では、条件派と闘争しきれないことがいよいよもってあきらかと

なる。石井英祐氏等の「用水賛成・空港反対」の策動に、中核派がいらだちを覚えたのは十分理解できる。

「六月以降、四度にわたって石井英祐氏に会い、用水推進策動の中止を求め、……。だが、これらが無視され……」（『成田用水攻撃に加担・推進する石井英祐氏を徹底弾圧する』）

ここで中核派が「用水推進策動」に對置しているのは「反対同盟十七年の基本方針にたちもどる」ことである。これは彼らが七〇年代をとおして進化した、反対同盟農民の階級分化を無視し、その限りでは政治的保守主義として登場していることを示す。

したがって、この対極を形成する青行隊は、自営農・兼業農等をすべて「農業問題」でまとめていく方向を模策し、反対同盟の農民組織としての低下を志向していくことになっていく。

「本来、三里塚の闘いは、空港に反対するという政治的側面と、百姓としての自らの生活を築いていくという農業的側面をあわせもっていたはずである」（『たかひの原点から百姓の団結を考える』）

この対立は「一坪再共有化運動」をめぐる、ついに三里塚闘争の「分裂」へ進む。

ところで、この青行隊文書にとびついたのが第四インター等「連帯する会」の諸君に他ならない。

「第四インターの諸君は三里塚闘争の基本路線をふみはずしたこの青行文書が出されるや否や、それをマヌブリし、全国にもちまわり、これを金科玉条にし、三里塚闘争の路線転換を要求して公然と動きはじめている」（『共産主義者』五五）

彼らは「農民切りすて路線」「セクト主義と引きまわし」と中核

派を批判し、「反対同盟の自主的討論と決定を尊重」（『世界革命』十月八日号）せよと主張した。それは反対同盟内の反中核感情——中核派の誤まった指導の帰結——を利用し、中核派バースを策動するものに他ならず、現在進行中である。

十一月 石井新二氏「今後の当面の運動」の提案

十一月三日役員会「一坪再共有化」案提案

十二月十六日役員会、石井「一坪再共有化」案、事務局「一坪共有化」案否決、一坪委をつくることを決定。

十二月十三日 事務局会議、石井新二氏ら三名を一坪委員として提案することを決定。

一月 九日 同盟旗開き「一坪共有運動取組みのお願い」発表。

一月十二日 中核派「一坪再共有化に全面的に反対」の声明

①土地売り渡しの運動、②金あつめを自己目的化する運動、③土地共有者に不特定多数の者（公団・革マル）が入りこむ、④空港反対闘争を条件闘争に変質させる。

二月十三日 支援会議・共有委より支援を正式要請。全国資

料配布開始。

二月十九日 十六名連名の反対ビラ

三月 八日 幹部会「総会」（一五五名）、「北原派」実行委員会（五八名）。

以上、今回の分裂は三里塚闘争の前進そのものと、そこで露呈された農民運動としての限界——政治的分解を背景としている。だが、それは農民を共産主義革命・プロレタリア革命政府の側へ獲得する

方向でこの分解をおし進めるものとしてあつたわけではない。そうではなく、ブルジョア権力との攻防をめぐる反対同盟内の自然発生的分解と、「第四インター等」中核派」の党派闘争とが結びついて起つたものであることを確認しておきたい。また、同時に、「農業振興策」「成田用水」との対決を、農業・農民問題のあり方にもとめようとする志向の登場も、看過してはならない。

#### (二) 第四インターと中核派との党派闘争について

では中核派の路線的破産とはなにか——これをあきらかにすることとて、われわれは今回の分裂の背後にある党派闘争の内実をひっぱりだし、第四インターの犯罪性を暴露することにした。

七一年9・16闘争(東峰十字路闘争)からはじめる。日本階級闘争は六〇年代末から、権力問題・政府問題を実践的課題として日程のぼらせつつあり、武装闘争(蜂起)、革命の軍隊・非合法組織をめぐる闘いに突入していった——ブント分派闘争と七〇年代初頭の武装闘争。

9・16闘争はこの階級闘争の三里塚における反映に他ならない。したがって、このとき、われわれに問われていたのは、権力問題・政府問題、農民問題に回答を出し、非合法党を組織して、三里塚農民をプロレタリアートの側に移行さすことであつた。

しかし、七二年の二つの闘争を頂点として、ブント—われわれは自己をそのような党組織として確立する闘いに失敗し、以降、分散をしいられている。

三里塚現地ではまた七二年いっばい、運動の高揚がつづくが、連

のか。

真の恒久平和、また、労働者大衆のための民主主義は、資本主義・帝国主義を打倒し、プロレタリアート独裁を樹立し、ブルジョアジ—を収奪することを不可欠とする。また、三里塚空港が軍事空港であるというのは、今日の資本主義・帝国主義のもとではいかなる平和的装いをもつ空港でも軍事性をもつという意味——その具体的あらわれの点で正しい。

ともかく、こうした思想性でもって、個別闘争の急進化で運動を追求してきた諸君はかくて大きく後退する。そして、他方で、新左翼の中の軍事反対派の諸君が一定台頭してくる——第四インター、日向派……全労活。

この諸君の特徴は、急進民主主義路線の破産を武装闘争・非合法組織の拒否として総括し、議会闘争に逃げこもうとした点にある。七四年・戸村選挙闘争がそれである。

ここにおいて、彼らは小ブルジョアとのまったく無原則的な連合を実践的路線として確立する(「連帯する会」)。

この時期の反対同盟、青行の9・16総括にも、これらのことは反映していく。

しかし、七月選挙(参院選)で戸村氏は二三万票しか獲得できない。これは、土地から切りはなされている労働者大衆が、「農地死守」を主張する戸村氏を、少なくとも積極的に支持しなかったことを示している。

こうして、七五年も、運動の退潮期がつづく。三里塚現地ではたたび運動がはじまる——といっても、三里塚闘争は持続していたが——のは、七六年の鉄塔攻防の煮つまりをへて七七年にはいってで

合赤軍の闘争以降の階級闘争全体が後退局面——武装闘争の防衛と党建設をめぐる攻防——にはいつていくことの影響はいなめない。七三〇七四年は動員もガタ落ちとなる(この間、現地集会在万単位となることは皆無)。

これは農民運動という点でみれば急進民主主義路線の破産としてあつた。すなわち、共産主義的宣伝・扇動・組織活動によって農村労働者・貧農をプロレタリアート(党)の側へ獲得する闘いをやらず、農民一般の反独占闘争をこれまた一般的に支持し(これについての詳細は後述)、個別闘争の急進化で展望をみいださんとしてきたことの破産である。

ところで中核派はどうか。彼らが武装闘争・非合法組織の点で少なくない前進をとげていることは疑う余地がない。しかし、思想的路線的にはこの破産に無自覚である。彼らが現在なお、つぎのように主張していることでも、これは証明されている。

「三里塚闘争は、理不尽で不正義の『農民圧殺・人民圧殺』の攻撃と対決してきた。このたかいは、戦後の『平和と民主主義』的ないっさいの獲得物を圧殺する攻撃とのたかひである。

／三里塚闘争は軍事空港建設に反対する闘い……／全体的にみて、日本階級闘争の最大の闘争拠点であり、抵抗戦線である」(『三里塚二期決戦』)

この本によれば、彼らは現在の階級闘争の性質を「戦後の『平和と民主主義』的ないっさいの獲得物」をめぐる戦いとしてとらえ、そこから三里塚闘争を「日本階級闘争の最大の闘争拠点であり、抵抗戦線」と位置づけている。だが、戦後「平和と民主主義」の中でこそ日本帝国主義は復活し、戦争準備を着々と進めてきたのではない

ある。

四月 現地集會(史上最高の二万三千名)

五月 東山薫君虐殺・虐殺弾劾集會(一万八千名)

これは七八年の開港阻止闘争へとつづく。先頭にたつたのは中核派であり、第四インター・日向派・プロ青同等がこれに牽引されていく。

中核派はここにおいて、運動展開の環を狭山から三里塚にうつす——われわれは別の機会に、部落解放闘争における彼らの、日本の声派への敗北をあきらかにしよう——。同時に、「内乱II内戦・蜂起」のコースとして「三里塚闘争—革命的武装闘争」を位置づける。もちろん、これは運動—組織体制の再編をも意味する。

七七年二月 「三里塚決戦勝利百万人動員全関西実行委」結成

七月 東京実行委結成

八月 動労千葉主催による「開港阻止・ジェット燃料貨

車輸送阻止」決起集會(六千六百名)

かくて、3・26管制塔占拠(三派)や、中核派の一連のゲリラ戦をはじめ、七八・七九年と恒常的な攻防がくりひろげられていく。

しかし、であればこそ、三里塚農民を共産主義革命の側・プロレタリアートの側へ獲得していく真に革命的な指導が問われた。第四インターはこれにどうこたえたのか。

「自民党政府と対決して、二期着工阻止・廃港へ攻勢的に踏みこむ」「自民党政府は、その支配体制の強権的再編を通じて二期強制着工の道に踏み出そうとする。一期防衛・二期断念による現空港の維持は、保革連合・中道政府の道である。そして、二期阻止・廃港は労働政府をめざす闘いである」(『世界革命』)

八三年四月十四日)

説明は不用かもしれないが、要するに自民党政府が二期強制着工で、保革・中道政府で二期断念、労農政府になれば二期阻止・廃港というわけだ。まったく、シ意的な主張である。彼らは、現在の空港建設が資本主義の生産力の発展や、日帝の海外侵略といった内的必然性をもってできてきていることをわすれている。

第四インターはこの間、社共連合政府を「労農政府」と意味付与し、支持してきたが、最近社共闘が事実上崩壊する中で、日本共産党や総評三顧問、あるいは市民主義者にすりよっている(反核・反戦運動、八三総選挙・反労戦統一等の運動における彼らの動きを見よ)。

したがって、第四インターの実際の指導は「労農政府のための闘いを三里塚廃港に向う闘いを通じて準備・登場させていく」(同前)——つまり、連合政府の側への反対同盟の獲得——とならざるをえない。

一方、中核派はどうか。彼らも「三里塚闘争は……革命的労農同盟の出発点」(『共産主義者』No三八)などといっているが、権力問題としてはなにか一つ展開していない。彼らの関心はもっぱら「戦略・戦術」であり、この点で第四インターと激しく対立を形成する。

「二重対峙対革マル戦を第一の任務とする先制的内戦戦略の第一段階から、日帝権力との戦争を第一の基軸とし、その一環として対革マル戦をふくむ第二段階へとつきすすむ」(「三里塚二期決戦勝利・革命的武装闘争貫徹・日帝打倒を基軸とする先制的内戦戦略の物質化」(『共産主義者』No五五))

三里塚闘争↓日帝打倒

「二期決戦」革命的武装闘争」||三里塚闘争

ここから、彼らの場合「無制限ゲリラ戦争・百万人動員||階級的実力闘争、動労千葉ジェット決戦」がすべてとなる。さらに、労働者階級全体をもその「戦略・戦術」を試金石として再編することが指導内容として帰結する。

かくて、第四インターと中核派との対立は主に「戦略・戦術」をめぐって進行した。三里塚闘争での直接的・実践的対立は、七八年開港阻止闘争における中核派の「無制限ゲリラ」方針、「日帝の話し合い路線」の評価をめぐってである。そして、革マルにたいする対立が存在した。

「第四インター日本支部は、ゲリラ的バルチザンの戦闘と大衆闘争を絶対的に対立させ、大衆闘争の唯一性のみを事実上主張して、無制限ゲリラ戦争反対のみずからの党派的主張の旗印とする」(「福田の強権的対決路線が粉碎され、ブルジョアジー内部からなにか別の路線がでてくるかのごとき幻想をふりまく」(「反革命に対する内戦を『内ゲバ』として放棄し、逆に『内ゲバ主義』としてわが革共同を批判する」(『共産主義者』No三八))

しかし、このような党派闘争では三里塚闘争を真に革命的に領導することができないのはあきらかだ。反対同盟は「ひとり三里塚の勝利のみならず、現在の政府の暴政に対決するすべての闘う人民の勝利めざして対政府闘争を呼びかける」(八〇年十月)と宣言するにいたっており、また、動労千葉(中核派系とはいえ、労働組合だとの交流・共闘をつくりあげてきた。さらに、その中で部分的ではあれ、自己の未来をプロレタリア革命にたくそうとする志向も確実

にあらわれている。これらのことは、連合政府の側に反対同盟を獲得しようとすることや、急進的農民運動に固定化することに、党派闘争をとどめてはならないことを示している。

もとめられているのは、三里塚農民とプロレタリアートとの結合をめぐる全面的党派闘争であり、反対同盟を共産主義革命―権力奪取・プロレタリア革命政府の側へ獲得することである。

われわれはプロレタリアートの単一非合法党にたいする支持と、

それへの参加(農民共産主義者の創出)の提起をためらってはならないし、農村労働者を反対同盟だけでなく労働組合をもとおして獲得することをめざさなければならぬ。また、労働者階級にとつて三里塚への参加が労働者階級に自己の世界史的任務を自覚し、その能力を獲得するうえで不可欠な役割を果している以上、現在三里塚闘争の防衛は重要な課題にちがいない。

火 花 第 二 号

発行日 一九八三年三月一日

編集発行 共産主義者同盟（火花）

定 価 三〇〇円

火花 第 21 号

発行日 1983年3月1日

編集発行 共産主義者同盟（火花）

定 価 300円